

公益社団法人 前橋青年会議所役員選任に関する規程

第1章 総 則

第1条 定款第16条に定める役員を選任の手続は、この規程の定めるところによる。

第2条 役員選任に関する事務を管理するため役員選任管理委員会(以下選管委員会と略称する)を置く。

第2章 役員選任管理委員会(選管委員会)

第3条 選管委員会の定員は8名以上 10名以内とし毎年5月末日迄に理事会の承認を得て理事長が正会員の中から指名する。選管委員会に欠員が生じた場合には直ちに理事会の承認を得て理事長が正会員の中から補充する。

第4条 選管委員会は互選により1名の委員長を定める。委員長は委員会の会務を総理し委員会を代表して理事会に出席し選任に関する意見を述べることができる。

選管委員会はあらかじめ委員の中から委員長に事故ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第5条 選管委員会の任期はその年度末迄とし任期終了迄に選任事務処理が終わらない場合にはその事務処理完了迄その任にあたる。

第3章 通知及び公示

第6条 役員を選任に関する通知はすべて選管委員会の名を以って文書により会員に通知し事務所に公示する。

第4章 選挙権又は被選挙権

第7条 正会員の選挙権及び被選挙権は次のとおりとする。

(1) 選挙権を有する者

正会員(休会者を除く)

(2) 被選挙権を有する者

前年6月30日現在正会員でかつ前年6月1日より当年5月31日迄の例会出席率が70%以上の者。但し、理事長が指名する理事のうち2分の1以下については、例会出席率を問わない。(当年中満40才に達する者は除く)

第5章 理事長の候補者

第8条 被選挙権を有する正会員にして理事長に立候補を希望する者は6月1日から6月20日の正午迄に次の書類を選管委員会に提出しなければならない。

- (1) 候補者の氏名、履歴書及び青年会議所における経歴書
- (2) 候補者の青年会議所に対する意見書

第9条 選管委員会が候補者の資格を審査した結果資格が正しければ直ちに前条第1項第2項の書類を添えて理事長に報告し7月31日迄に全員通知しなければならない。

第10条 第8条に規定された6月20日の正午迄に候補者の届出がないときは理事会が1名以上の候補者を7月10日迄に推薦する。理事会の推薦を得た候補者は7月20日迄に第8条に定めた書類を添えて選管委員会に届出なければならない。

この場合は選管委員会は7月31日迄に全員に通知する。

第6章 理事長の選挙

第11条 理事長選挙の投票は総会において選管委員会の所定用紙を用いて行う。

第12条 正会員は他の正会員を代理人として投票を行うことができる。

但し、白紙委任は認められない。

前項の代理人はその代理権を証する所定の書面を投票を行う前に選管委員会に提出しなければならない。

第13条 最高得票者が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と決戦投票を行う。

第14条 理事長の候補者が1名の場合は信任投票を行わなければならない。

信任投票が有効投票数の3分の2に達しない場合は再選挙を行う。

但し、信任投票の場合は過半数の賛成が得られればこれを省略することができる。この場合は自動的に理事長当選者が決定する。

第7章 副理事長、専務理事、理事、監事の選任

第15条 理事は総会における選挙によって選任する。但し、以下の役員は理事長当選者が被選挙権を有する正会員の中から指名し、総会の承認を得ることによって選挙に代えることができる。

- (1) 副理事長

(2) 専務理事

(3) 理事長指名理事

第16条 監事は選管委員会の推薦により総会の承認を得て選任する。

第17条 選管委員会は次のことについて理事会の承認を得なければならない。

(1) 理事総数

(2) 投票によって選出する理事の人数

(3) 理事長当選者が指名する人数

但し、その人数は理事定数の3分の2以内とする。

(4) 投票用紙に連記する理事の人数

第18条 理事選挙の投票は選管委員会所定の用紙を用い連記にて選出する。

第19条 投票は第17条により定められた数より多く記名されたものは総て無効票とする。

第20条 同点当選者のある場合は生年月日の早い者より当選して決戦投票は行わない。

第8章 立会人

第21条 投票及び開票に際して2名以上の立会人をおく。

立会人は選管委員会において正会員の中より指名する。

第9章 被選挙権有権会員名簿

第22条 選管委員会は5月末日における被選挙権有権会員名簿を7月20日迄に作成し理事会において承認を得て会員の閲覧に供するものとする。

第10章 役員当選者

第23条 役員当選者が確定した時は選管委員長は直ちにその旨並びに当選人氏名を総会に報告しなければならない。

雑 則

第24条 この規程に定めるもの以外役員選任に関して必要な事項は理事会においてこれを定める。

附 則

本規程は公益社団法人設立の登記の日から施行する。

(2014年12月9日一部改正施行)